

事務連絡
令和4年4月20日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所 様

ぜんこくDB企業年金基金

労働協約等の改訂に伴う基金規約変更について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、政府方針等に基づき定年年齢延長も含めて人事制度の改定を検討する事業所様も増えてきているのではないかと思います。

当基金におきましては、加入者の範囲等について実施事業所様ごとの就業規則や退職金規程等で定められた状況を基金規約に反映し国の承認を受けています。企業年金において、就業規則等の改訂にかかる基金規約の変更の遡及適用は認められてないこと、並びに、定年の定義や休職・休業期間を変更する場合など事業所様においては給付を減らしたつもりが無くても給付減額と判定されるケースもありますので、改訂をご検討される前段階で基金あてご相談いただきますようお願い申し上げます。

また、これら規約変更申請につきましては事前に基金代議員会の議決が必要であり、なお、申請の約2か月前までにその内容について厚生労働省に事前相談をするよう求められており、総幹事による改訂内容の確認及び申請書類作成にも時間を要しますので、できるだけ早めにご相談・情報提供いただきますようお願い申し上げます。

別紙に照会が多い中途採用者等の年金資産持ち込みについてまとめましたので、業務のご参考にしていただければ幸いです。

引き続き、適切な業務運営に努めてまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○ポータビリティについて

Q. 今度入社する従業員が、以前勤めていた事業所で DC に加入していた。

この資産をぜんこく DB で受け入れることはできるか。

A. 資産の移受換については、各企業年金が規約に規定していることが必要となります。当基金では、従来は企業年金連合会及び存続厚生年金基金からの積立金又は脱退一時金相当額の受換を可能としていましたが、雇用環境等の変化に伴う情勢等を鑑み、これに加えて確定給付企業年金制度、企業型 DC 制度及び個人型 DC 制度からも受換も可能とする規約変更を行ったところです。

以上のように当基金では受け入れ可能ではありますが、事業所様において認識しておいていただきたい点が以下の 2 点ございますのでご確認ください。

- ① 基金から脱退一時金等をお支払いする際の金額には、従前の DC 等から受け入れた資産も含まれたものとなりますので、事業所様としての給付額と区別するために移換された金額を把握しておく必要があります。
- ② 退職金規程等で当基金の給付金を退職金の内枠として規定されている場合は、移換された金額は当基金からの給付額に含めない旨を追記する等の手当てが必要となります。（この場合、基金規約の変更が必要となる場合があります。）

※参考：受け入れた場合の資格取得届の取扱い

（例：基金加入を入社後 3 年後としている場合）

入社時に資格取得日、掛金額欄はblankとして届出。3 年後に通常の資格取得届を提出する。